三　水産物に係る衛生証明書
四　飼料に係る衛生証明書
五　自由販売証明書
六　放射性物質検査証明書等
七　漁獲証明書等

（登録発行機関の登録手数料）

第二十六条　令第五条の主務省令で定める額は、前条に規定する区分ごとに、十万九千八百円とする。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

2　第三十七条第一号又は第二号に掲げる区分の登録を受けた登録認定機関が、前条第一号から第三号までに掲げる区分の登録を受けようとする場合（登録発行機関及び登録認定機関として行うこれらの登録に係る業務の対象となる農林水産物又は食品の種類が同一の場合に限る。）における令第五条の主務省令で定める額は、前項の規定にかかわらず、一万四千二百円とする。

（削る。）

（登録発行機関の業務を適確に行うための基準）

第二十七条　法第二十条第一項第一号の主務省令で定める基準は、登録発行機関として行う登録に係る業務を適確に行うために必要な体制が整備されていること、業務手順が定められていることその他の第二十五条に規定する区分ごとに同項の主務大臣が定める事項に適合していることとする。

（登録に関して必要な手続）

第二十八条　（略）

2　登録台帳には、法第二十条第二項各号に掲げる事項のほか、登録発行機関が同条第一項第一号に規定する発行（第五十五条第二項を除き、以下単に「発行」という。）を行うことを認めている輸出先国を記載するものとする。

3　（略）

（登録発行機関の登録の更新）

第二十九条　法第二十一条第二項において準用する法第十八条第一項の規定による登録の更新の申請は、同項の主務大臣が定める申請書に、当該主務大臣が定める書類（登録の申請時に当該主務大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。）を添え、手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、当該主務大臣に提出して行うものとする。

2　前項の規定による提出は、センターを経由して行うものとする。

（登録認定機関の登録手数料）

第二十三条　令第五条の主務省令で定める額は、次の各号に掲げる施設認定農林水産物等の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

一　前条第一項第一号イに規定する業務を行う登録認定機関が法第二十条第一項第一号の認定等（以下単に「認定等」という。）を行う施設認定農林水産物等　十四万五千円

二　前条第一項第一号ロに規定する業務を行う登録認定機関が認定等を行う施設認定農林水産物等　十二万八千七百円

三　前条第一項第一号ハに規定する業務を行う登録認定機関が確認を行う施設認定農林水産物等　一万五千百円

2　前条第一項第一号ロに規定する業務を行うものとして登録を受けた登録認定機関が、同号イに規定する業務を行う登録認定機関として登録を受けようとする場合（登録認定機関として行う登録に係る業務の対象となる農林水産物又は食品の種類が同一の場合に限る。）における令第五条の主務省令で定める額は、前項の規定にかかわらず、二万六千三百円とする。

3　前条第一項第一号ハに規定する業務を行うものとして登録を受けた登録認定機関が、同号イに規定する業務を行う登録認定機関として登録を受けようとする場合（登録認定機関として行う登録に係る業務の対象となる農林水産物又は食品の種類が同一の場合に限る。）における令第五条の主務省令で定める額は、第一項の規定にかかわらず、十二万九千九百円とする。

（登録認定機関の業務を適確に行うための基準）

第二十四条　法第二十条第一項第一号の主務省令で定める基準は、登録認定機関として行う登録に係る業務を適確に行うために必要な体制が整備されていること、業務手順が定められていることその他の第二十二条第一項第一号イからハまでに規定する業務の内容ごとに法第二十条第一項の主務大臣が定める事項に適合していることとする。

（登録に関して必要な手続）

第二十五条　（略）

2　登録台帳には、法第二十条第二項各号に掲げる事項のほか、第二十二条第一項第一号イからハまでに規定する業務の内容及び登録認定機関が認定等を行うことを認めている輸出先国を記載するものとする。

3　（略）

（登録認定機関の登録の更新）

第二十六条　第二十二条、第二十四条及び前条の規定は、登録の更新について準用する。この場合において、第二十二条第二項中「書類」とあるのは、「書類（登録の申請時に当該主務大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。）」と読み替えるものとする。

（新設）